

自動継続期日指定定期預金規定（通帳式）

1.（預入れの最低金額）

この預金の預入れは一口1,000円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2.（自動継続）

- （1）この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は999回を限度とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。）までその旨を当組合に申し出てください。
- （4）第2項にかかわらず、当該定期預金について、未記帳取引が当組合所定の件数を越えた場合、自動継続を中止します。
- （5）第2項にかかわらず、預金者が当組合が定める者以外の場合、自動継続回数が10回を越えたときに自動継続を中止します。

3.（預金の支払時期等）

- （1）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日。）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上1万円単位の金額で指定してください。ただし、支払い後元帳残高が1,000円未満となる場合の一部支払いはできません。
 - ②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- （2）指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは満期日の指定はなかったものとします。
- （3）継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取り扱いをします。

3-2. (反社会勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時。）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日。）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率
- ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

(1) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこ

の通帳とともに当組合に提出してください。

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、当組合の承諾なしに譲渡、質入れできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承認する場合には、当組合の所定の書式によ

り行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第3条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が発生した場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限りします。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳取引については、記帳がなかった場合を除き、かつ平成14年1月1日営業日以降に発行の通帳に限りします。）もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの残高の確認があったこと（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りします。）、残高証明書発行依頼のあったもの。）
- (6) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、氏名変更、住所変更及び名義人の死亡の申し出があったものに限りします。）
- (7) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限りします。）

11.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第10条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします（ただし、平成31年3月10日以降に發した通知に限りします。）
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

- (a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
ただし、以下の条件による

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
- (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳取引については、記帳がなかった場合を除き、かつ平成 14 年 1 月 1 日営業日以降に発行の通帳に限ります。）もしくは繰越があったこと
- ただし、以下の条件による

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (e) 預金者等からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。）、残高証明書発行依頼のあったもの。）
- (f) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと
- (g) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動が発生したものに限ります。）
- (h) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構 に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。（ただし、平成 31 年 3 月 10 日以降に發した通知に限ります。）
- ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動が発生したものに限ります。） 他の

預金に係る最終異動日等

12. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(令和8年4月1日現在)